

第 1 期中期目標（平成 1 5 ~ 1 9 年度）

事 業 報 告 書

独立行政法人農林漁業信用基金

1. 法人の概要

(1) 法人の目的

信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としております。このほか、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的としております。（独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第3条）

(2) 業務内容

信用基金は、上記の目的を達成するため以下の業務を行います。

農業信用保険業務.....ア 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと。

イ 農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。

ウ 農業信用基金協会が行う農業経営改善促進資金業務に必要な資金を貸し付けること。

林業信用保証業務.....ア 林業者等が経営の改善に資する資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。

イ 林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対し、これに必要な資金を貸し付けること。

ウ 農林漁業金融公庫等に対し、森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。

漁業信用保険業務.....ア 漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。

イ 漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。

ウ 漁業信用基金協会が行う漁業経営改善促進資金

業務に必要な資金を貸し付けること。

農業災害補償関係業務…… 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。

漁業災害補償関係業務…… 漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。

(3) 法人の沿革

昭和62年10月 認可法人農業信用保険協会、特殊法人林業信用基金及び認可法人中央漁業信用基金が統合し、認可法人農林漁業信用基金として設立

平成12年4月 認可法人農業共済基金の業務を承継

平成15年10月 認可法人農林漁業信用基金を解散し、独立行政法人農林漁業信用基金として設立

(4) 設立根拠法

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）

(5) 主務大臣（主務省所管課等）

農林水産大臣（農林水産省経営局金融調整課・保険監理官、林野庁林政部企画課、水産庁漁政部水産経営課・漁業保険管理官）及び財務大臣（財務省大臣官房政策金融課）（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務を除く。）

(6) 組織図 (平成20年 3月31日現在)



2. 事務所の住所

東京都千代田区内神田一丁目1番12号 コープビル

3. 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	170,138	-	-	170,138
地方公共団体出資金	5,137	35	-	5,172
民間出資金	30,868	1	942	29,926
資本金合計	206,143	36	942	205,236

4. 役員状況

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	馬場 久萬男	自 平成15年10月1日 至 平成19年9月30日		昭和36年4月 農林省採用 平成5年10月 水資源公団副総裁 平成9年5月 (財)食品産業センタ ー理事長 平成12年6月 農林漁業信用基金理 事長
理事長	堤 芳夫	自 平成19年10月1日 至 平成23年9月30日		昭和45年4月 農林中央金庫入庫 平成12年6月 農林中央金庫常務 平成15年6月 農中情報システム(株) 代表取締役社長 平成17年4月 独立行政法人農林漁 業信用基金理事長
副理事長	加藤 鐵夫	自 平成19年10月1日 至 平成23年9月30日	理事長補佐、 林業信用保証 業務担当	昭和45年4月 農林省採用 平成13年7月 林野庁長官 平成15年8月 農林漁業信用基金副 理事長 平成15年10月 独立行政法人農林漁 業信用基金副理事長
理事	小松 兼一	自 平成15年10月1日 至 平成17年9月30日	理事長及び副 理事長補佐、 企画調整室、 総務部、経理 部、農業信用 保険業務担当	昭和47年4月 農林省採用 平成13年1月 農林水産省関東農政 局長 平成14年9月 農林漁業信用基金理 事
理事	石原 一郎	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日	理事長及び副 理事長補佐、 企画調整室、 総務部、監理 室、農業信用 保険業務、農 業災害補償関 係業務担当	昭和48年4月 農林省採用 平成15年1月 農林水産技術会議事 務局長 平成16年9月 独立行政法人農林漁 業信用基金理事
			理事長及び副	昭和44年7月 農林省採用

理事	野崎 修	自 平成15年10月1日 至 平成17年9月30日	理事長補佐、 漁業信用保険 業務、漁業災 害補償関係業 務、農業災害 補償関係業務 担当	平成11年9月 平成12年4月	(社)家畜改良事業団 副理事長 農林漁業信用基金副 理事長
理事	山川 雅典	自 平成17年10月1日 至 平成19年9月30日	理事長及び副 理事長補佐、 漁業信用保険 業務、漁業災 害補償関係業 務担当	昭和51年4月 平成15年7月 平成17年4月	農林省採用 農林水産省近畿農政 局長 独立行政法人農林漁 業信用基金理事
理事	新木 雅之	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日	理事長及び副 理事長補佐、 漁業信用保険 業務、漁業災 害補償関係業 務担当	昭和54年4月 平成16年4月 平成18年8月	農林水産省採用 内閣府男女共同参画 局総務課長 独立行政法人農林漁 業信用基金理事
理事	小林 敏章	自 平成17年10月1日 至 平成19年9月30日	理事長及び副 理事長補佐、 財務会計担当	昭和47年4月 平成12年9月 平成15年10月	大蔵省採用 日本体育・学校健康 センター理事 独立行政法人農林漁 業信用基金理事
理事	廿日岩 信次	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日	理事長及び副 理事長補佐、 財務会計担当	昭和53年4月 平成17年7月 平成18年8月	大蔵省採用 中国財務局長 独立行政法人農林漁 業信用基金理事
理事	百足 芳徳	自 平成15年10月1日 至 平成17年9月30日	理事長及び副 理事長補佐、 農業信用保険 業務、農業災 害補償関係業 務担当	昭和49年4月 平成13年1月 平成13年7月	農林省採用 農林水産省農村振興 局計画部長 関東森林管理局長
理事	荒木 喜一郎	自 平成17年10月1日 至 平成19年9月30日	理事長及び副 理事長補佐、 農業信用保険 業務、農業災 害補償関係業 務担当	昭和51年4月 平成15年10月 平成17年7月	農林省採用 関東森林管理局長 独立行政法人農林漁 業信用基金理事
理事	川本 省自	自 平成15年10月1日 至 平成17年9月30日	理事長及び副 理事長補佐、 漁業信用保険 業務、漁業災 害補償関係業 務担当	昭和42年4月 平成12年4月 平成14年5月	農林省採用 水産庁次長 海洋水産資源開発セ ンター理事長

理事	糸 知文	自 平成17年10月1日 至 平成19年9月30日	理事長及び副 理事長補佐、 漁業信用保険 業務、漁業災 害補償関係業 担当	昭和50年4月 平成16年1月 平成17年4月	農林省採用 水産庁資源管理部審 議官 独立行政法人農林漁 業信用基金理事
理事	五十嵐 太乙	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日	理事長及び副 理事長補佐、 漁業信用保険 業務、漁業災 害補償関係業 務担当	昭和53年4月 平成18年8月 平成19年7月	農林省採用 水産庁資源管理部審 議官兼大臣官房国際 部 独立行政法人農林漁 業信用基金理事
監事	坂本 健嗣	自 平成17年10月1日 至 平成19年9月30日		昭和41年4月 平成13年7月 平成15年7月 平成15年10月	大蔵省採用 財務省会計センター 次長 農林漁業信用基金監 事 独立行政法人農林漁 業信用基金監事
監事	吉田 洋一	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日		昭和42年4月 平成15年7月 平成19年4月	大蔵省採用 国家公務員共済組合 連合会年金部長 独立行政法人農林漁 業信用基金監事
監事	井川 洋右	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日		昭和47年4月 平成13年6月 平成15年10月	農林中央金庫入庫 農林中央金庫水産部 長 独立行政法人農林漁 業信用基金監事

5. 常勤職員の状況

常勤職員は平成19年度末において112人（前期末比5人減少）であり、平均年齢は43歳となっている。このうち、国からの出向者は25人です。

独立行政法人農林漁業信用基金の中期目標期間に係る業務実績報告書

中期目標項目	中期計画項目	事業報告											
<p>第1 中期目標の期間 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヶ月間とする。</p>													
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 信用基金は、農林漁業金融政策の一環として、農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）が行う債務の保証についての保険、林業者等の融資機関からの借入れに係る債務の保証等を行うことにより、農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にして農林漁業の健全な発展に資することを目的とするものである。 また、自然災害や不慮の事故による損失を補填することにより農漁業経営の安定に資する災害補償制度の一環として、共済団体等に対して共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行っている。 信用基金がその役割を的確に果たすには、多岐にわたる業務を一体的に運営し、一つの法人として、効率的な業務運営体制を確立することが必要不可欠である。このことは、第4で定める信用基金の財務内容の改善にも資するものである。 このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>												
<p>1 事業費の削減・効率化 事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）については、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けるこ</p>	<p>1 事業費の削減・効率化 事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、その支出の要否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。</p>	<p>中期目標期間中の事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）及び14年度予算額に対する削減率は、次表のとおりである。 （14年度予算額110,109百万円（14年度決算額77,211百万円）） （単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1173 1358 1984 1414"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>決算額</th> <th>14年度予算額 に対する</th> <th>（参考） 14年度決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				年度	決算額	14年度予算額 に対する	（参考） 14年度決算額				
年度	決算額	14年度予算額 に対する	（参考） 14年度決算額										

とについて配慮する。

		削減率	に対する削減率
15	34,614	37.1%	10.3%
16	63,098	42.7%	18.3%
17	74,511	32.3%	3.5%
18	65,541	40.5%	15.1%
19	76,397	30.6%	1.1%

(注) 15年度の削減率については、15年度の決算額が下半期の金額であるため、14年度予算額及び14年度決算額に1/2を乗じて算出した。

削減要因としては、

保険事業費（農業・漁業の保険金等）及び保証事業費（林業の代位弁済費等）が、それぞれ14年度予算対比で減少したこと。

事業費の大宗を占める貸付事業費については、農業・漁業の低利資金、林業の推進資金に係る貸付が、長引く低金利情勢により有利性が薄れたこと等を反映して、14年度予算対比で減少したこと。
が挙げられる。

事業費の削減に直接つながる取組として、長期借入れに係る借入金利息の縮減、サービスの選定等に当たっての費用対効果への配慮を(3)、(4)のとおり実施した。

さらに、代位弁済額や支払保険金の抑制に向けての取組として、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、審査協議会において協議を行うなど厳正な保証審査を行うことにより代位弁済の抑制に努めているところである。

基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会との情報の共有に努めるとともに、基金協会の審査の精度の向上に資するよう、大口保険引受及び大口保険金請求に関して基金協会との事前協議を徹底することで、保険事故の発生の抑制に取り組んだ。

特に、平成19年度から、農業信用保険業務においては畜特資金、負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金について、漁業信用保険業務においては借替緊急融資資金について、大口保険引受に係る事前協議の対象額を従前の2分の1に引き下げ、事前協議の対象範囲の拡大等を行った。また、農業信用保険業務においては、負債整理資金である畜特資金・負担軽減支援資金について部分保証を導入した。

林業信用保証業務における農林漁業金融公庫に対する資金寄託業務の財源として、中期目標期間中に、次表のとおり長期借入れを行った。

借入れにあたっては、平成16年度までは、融資機関との交渉により借入条件を決定する方法により行っていたが、一層の事業費の節減につながるよう平成17年度以降は一般競争入札を実施した。

(単位：百万円)

年度	借入時期	借入金額	借入利率	(参考)	
				国債利率(5年)	長プラ利率
15	15年10月	1,996	0.859%	0.409%	1.65%

16	16年 6月	575	1.227%	0.777%	1.90%
	16年10月	2,268	0.930%	0.480%	1.70%
17	17年 6月	972	0.320%	0.319%	1.50%
	17年10月	1,982	0.637%	0.624%	1.80%
18	18年 6月	768	1.318%	1.299%	2.50%
	18年10月	1,407	1.246%	1.012%	2.35%
19	19年 6月	1,808	1.322%	1.246%	2.25%
	19年10月	3,766	1.295%	1.130%	2.25%

サービスへの委託に当たっては、全国的に事業実施していること、同様の債権についての取扱実績、回収手法、回収姿勢及び経費負担等を考慮して、サービスを選定（平成19年11月の選定に当たっては企画競争を実施）するとともに、委託費の支払いについては回収実績の一定の割合を支払う方法とし、費用対効果に配慮した。

中期目標期間中のサービスによる回収額、支払った委託経費の実績額は次表のとおりである。

（単位：百万円）

年度	15	16	17	18	19
回収額	35	85	108	66	82
委託経費	6	39	47	23	24

2 業務運営体制の効率化

4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒しで独立行政法人化時点で定員削減を行うほか、その効果を踏まえた組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。

2 業務運営体制の効率化

(1) 4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒しで独立行政法人化時点で3名の定員削減を行うほか、その効果を踏まえつつ、総務、経理等の管理部門の再編等、業務の質や量に対応した組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。

平成15年11月に4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を本部事務所（千代田区内神田コープビル）に統合することを決定するとともに、各事務所横断のプロジェクトチームを発足させ、統合に係る準備を進めた。平成16年12月6日に事務所の統合を完了し、一体的に業務運営ができることとなった。

事務所統合の成果を踏まえ、以下の取組を実施した。

平成16年12月の事務所統合時に総務部については「3課体制」から「2課体制」へ、経理部については「4課体制」から「3課体制」へのスリム化を実施した。

平成17年11月に経理部の組織体制について経理総括課並びに経理第一課及び経理第二課に再編成し、出納事務、資金運用事務及び給与振込事務について経理総括課において一元的処理を行った。

さらに、平成20年1月に経理部を廃止して、経理総括課、経理第一課及び経理第二課を総務部に編入するとともに、信用基金全体の情報システムを統括するシステム管理課、コンプライアンスの指導等及び内部監査を実施する監理室を新設した。

また、各部の次長ポストを廃止して総務部考査役を新設するとともに、各部の調査役及び専門役についても総務部に配置し、効率的な活用を図った。

公用車について、平成16年12月の事務所統合時に4台のうち2台を廃止し、平成19年3月に2台のうち1台を廃止した。また、あわせて運転手延べ3名を

削減した（現在は1台）。

このほか、事務所統合に伴い、事務所の維持管理経費、官報等購読費の削減など、経費節減を図った。また、事務処理の迅速化・効率化（役員決裁等）が図られた。

国の農業共済再保険特別会計並びに漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合の検討が行われていることを踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る部署の統合について、「農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る組織体制の整備等に関する検討会」を開催した。

検討会では、両部署の統合により期待される効果及び統合に当たっての留意事項等についての検討・取りまとめを行った。

管理部門（総務部、経理部）について、平成16年12月の事務所統合時に、総務部及び経理部をそれぞれ1課削減するとともに、給与計算・社会保険事務の外部委託により、人員の4名を削減した。また、平成18年4月に1名、平成20年1月に3名をそれぞれ削減した。これにより、独立行政法人移行後の管理部門について、8名の人員削減を行った。

信用基金の人員については、期初（平成15年10月1日時点）の130名から、平成16年度に4名、平成17年度に2名、平成19年度に1名の計7名の削減を行い、期末（平成19年度末）は123名となった。また、独立行政法人化に先立ち、事務所統合効果を見据えた人員削減を前倒しで3名行っている。

職員の能力の向上及び信用基金の相談機能の強化を図るため、実践的な研修体系を構築することとし、平成15年10月に研修規程を整備するとともに、これに基づき同年10月に中期研修計画を策定した。

中期研修計画に基づき各年度ごとに研修計画を作成し、中期目標期間中に以下の研修を実施した。実施にあたっては、計画的養成研修と実務的、専門的スキルを習得させる能力開発研修に体系化して行うとともに、研修の実効性の確保、今後の研修の充実に反映する観点から、研修受講者に対して確認テストの実施やレポートの提出を課した。

また、平成19年度においては、研修の成果、効果を測定するため、研修終了後に受講者に対して、アンケートを実施し、その結果、9割以上の受講者が「研修が役に立った」とし、成果としては、「保険数理に対する理解が深まった」、「管理職としての意識の向上に役立った」等の回答があった。

（計画的養成研修）

新規採用研修（新規採用者に信用基金の業務を理解させる研修）

一般職員研修（課長補佐以下の職員に対し専門的知識を付与するための研修）

・財務諸表の見方と経営分析の手法に関する研修

・保険数理の基礎を理解する研修

現地研修（課長補佐以下の職員に対し農林漁業の経営実態を把握させる研修）

課長研修（課長職を対象とした部下指導のあり方、職場の活性化、リーダーシップ発揮の手法、メンタルヘルスに関する研修）

（能力開発研修）

また、職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。

(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。

実践的研修（全職員を対象に農林漁業の情勢、経済・金融情勢、コンプライアンス、個人情報保護等、専門的知識を習得させる研修）
 専門的研修（信用基金の各業務又は他法人が行う研修）
 ・林業の現状を把握させる現地研修（林業信用保証業務主催）
 ・政府関係法人会計事務研修（財務省会計センター主催）
 ・予算編成支援システム研修（財務省会計センター主催）
 ・評価・監査セミナー（総務省行政評価局主催）
 ・金融・保証等に関する通信教育研修（財務入門コース、財務基礎コース、証券基盤、債権管理・回収実践対策講座、演習債権管理回収コース、信用事業税務、トラブルを防ぐ融資法務）

なお、職員の士気向上に役立てるため、平成18年度に業務改善提案制度を導入し、平成19年度に一層充実させた。

3 経費支出の抑制
 一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。

3 経費支出の抑制
 すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上の節減を行う。

中期目標期間中の一般管理費及び14年度予算額に対する削減率は、次表のとおりである。
 （14年度予算額2,659百万円（14年度決算額2,284百万円））
 （単位：百万円）

年度	決算額	14年度予算額 に対する 削減率	(参考) 14年度決算額 に対する 削減率
15	1,011	24.0%	11.5%
16	2,234	16.0%	2.2%
17	2,002	24.7%	12.3%
18	1,869	29.7%	18.2%
19	1,939	27.1%	15.1%

(注) 15年度の削減率については、15年度の決算額が下半期の金額であるため、14年度予算額及び14年度決算額に1/2を乗じて算出した。

削減要因としては、事務所統合による事務所借料の節減、人員削減や給与引き下げによる人件費の削減、電算システム（農業保険）の自主運用による委託費の節減（自主運用化前の外部委託費の年額52百万円（平成16年度）に対し、自主運用化後の運用経費（システムリース料等）は年額22百万円と大幅に削減。）等が挙げられる。

また、林業信用保証業務においては、一般管理費について国庫補助金の交付を受けていることを踏まえ、各年度の業務運営方針において経費削減に向けて取り組む事項を定め、執行状況を把握しながら適切な予算執行に努めることにより、一層の一般管理費の削減に取り組んだ。具体的には、経費削減委員会を設置し、四半期毎の予算の執行管理（出張計画の調整による旅費の効率的使用等）を行い、経費削減に努めた。

・予算管理、調達に係る規程を整備し、予算

平成15年10月に予算管理、調達に係る規程である会計規程、契約事務取扱要

の執行管理体制を整備する。

・役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。

・業務実施方法を見直す。

領を整備するとともに、各年度において、適切な予算の執行管理の実施のため、事業の実施にあたって、期中進行管理を行うとともに、担当部署との協議を行い、過去の実績に基づき、部署別の予算配分・管理を行った。

平成17年11月に経理部の組織体制の見直しの一環として経理総括課を設置し、出納事務等の一元的処理による経理事務の効率化、円滑化を図った。

適正な資産評価に資するため、平成18年9月に「減損処理」に係る会計規程の改正を行うとともに、同日付で「固定資産の減損に係る会計基準」を制定した。

なお、固定資産の減損処理においては、減損が認識されなかった土地、建物等(事務所及び宿舎(2箇所))の固定資産も含めて適正な資産評価を行い、その保有目的、利用状況を把握した。

固定資産のうち信用基金が保有する宿舎について、その有効活用を図るため、信用基金の職員のほか、他の独立行政法人や国に在籍する職員に対しても、信用基金の宿舎の貸与ができるよう宿舎等貸与規程の改正を行った。

コスト意識を徹底させるため、以下の措置を講じた。

- ・契約担当部署と経理部との合同会議を通じたコスト意識の徹底
- ・予算の期中進行管理を行い、役職員に対し年度中の執行見込を周知
- ・部署別予算配分・管理を実施

経費支出を抑制するため、以下のように業務実施方法・体制を見直した。

- ・平成15年度に林業信用保証業務における代位弁済に係る現地調査について、案件の内容に応じて受託金融機関の活用などにより現地調査人員を削減した。
- ・平成16年9月に農業信用保険業務において実施していた調査事業のうち類似の調査を一本化した。
- ・平成17年11月に経理事務において、ファーム・バンキングを導入することにより、経理事務の効率化を図った。
- ・平成18年度に資料の保管スペース節減のため、文書の電子情報化を推進するとともに、基金協会への通知書様式の見直し等による事務処理の効率化を図った。
- ・平成19年3月に迅速な情報提供、事務の合理化を図るため、回覧文書等を掲示するサイトとして、基金LANに「掲示板サイト」を設けた。
- ・平成19年度に信用基金内で発生する文書を適正かつ効率的に処理・管理するための総合文書管理システムの整備を行うとともに、信用基金内の現行LANの再構築を行った。
- ・平成16年12月の事務所統合時に管理部門(総務部、経理部)組織の再編成を行い、総務部及び経理部それぞれ1課を削減した。また、平成20年1月には、経理部を廃止し、総務部に統合した。
- ・平成20年1月に信用基金全体の情報システムを統括するシステム管理課を新設し、システム化による業務の効率的実施を図っていくこととした。

業務実施方法の見直しに資するため、平成19年3月に業務改善提案実施要領を制定し、職員から業務改善について提案を募る業務改善提案制度を導入した。さらに、一層の充実を図るため、平成19年12月に業務改善提案・事務リスク自主点

- ・一般競争入札等の積極的な導入を図る。

検実施要領を制定し、業務改善提案制度を一層充実させるとともに、事務の遂行状況の自主点検及びその結果に基づく改善策の検討を行うための仕組み・体制を整備した。

外部委託については、平成15年度以降、林業信用保証業務における求償権回収業務の一部を債権回収業者（サービサー）に委託した。また、平成16年度以降、給与計算・社会保険事務の外部委託を行った。

なお、官民競争入札については、例えば、貸付金の回収業務については、貸付対象が農業信用保証保険法等の法令に基づき設立された公的団体であり、また、貸付件数も限られていることから、官民競争入札の対象となるほどの業務量はないこと、民間に委託することにより効率的に実施できる業務については既に委託していることから、実施しなかった。

平成15年10月に制定した契約事務取扱要領の中で、一般競争入札・指名競争入札の基準、随意契約にできる場合を規定した。

さらに、公共調達に関する国の取組を踏まえ、随意契約の適正化に向けた取り組みを推進するため、平成19年に「随意契約見直し計画」を策定するとともに、計画の進捗の管理とその厳正な実施を行うため、契約審査会を設置した。

また、同年9月に契約情報公表要領を定め、一定金額以上の契約については契約締結日から10日以内にホームページにおいて公表を行うこととした。

加えて、契約に関する問い合わせの総合窓口を設置するとともに総合評価落札方式による一般競争の仕組みの検討を行うプロジェクトチームを設置した。

中期目標期間中に締結した契約の契約形態、件数、金額は次のとおりである。

	契約形態	件数(件)	金額(百万円)
15 年 度	一般競争	1(14.3%)	27,511(55.9%)
	随意契約	6(85.7%)	21,686(44.1%)
	計	7(100.0%)	49,197(100.0%)
16 年 度	一般競争	9(39.1%)	160,112(69.5%)
	随意契約	14(60.9%)	70,316(30.5%)
	計	23(100.0%)	230,428(100.0%)
17 年 度	一般競争	3(18.8%)	8,033(12.2%)
	随意契約	13(81.2%)	57,886(87.8%)
	計	16(100.0%)	65,919(100.0%)
18 年 度	一般競争	2(18.2%)	5,964(15.7%)
	随意契約	9(81.8%)	31,960(84.3%)
	計	11(100.0%)	37,924(100.0%)
19 年 度	一般競争等	9(40.9%)	51,981(37.8%)
	随意契約	13(59.1%)	85,565(62.2%)
	計	22(100.0%)	137,546(100.0%)

注1. 支出原因に基づくもので、工事・製造250万円以上、財産の買入れ160万円以上、物件の借入80万円以上、役務の提供100万円以上の契約を対象とし金融取引を除いた。

2. 平成19年度は、一般競争等として企画競争を含めた。

なお、人件費（退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

なお、人件費（退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。なお、現中期目標期間が終了する19年度末まで（平成18年度以降2年間に於いて）、少なくとも人件費の2%を削減。

平成19年度の随意契約においては、監査契約1件、官報掲載1件、システムに係るプログラム修正・保守11件である。このうち、監査契約については、独立行政法人通則法の定めにより、会計監査人を主務大臣が選任することとしていること、官報掲載については、東京都区内の取扱業者が2社と限定され、費用も同一であることから、随意契約としている。システムに係るプログラム修正・保守については、システム開発業者と契約する必要があることから、随意契約としているが、今後、仕様書等の整備を図り、次期システム移行時から一般競争入札等に移行することとしている。

人件費（退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。）については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し、人員の削減等により、平成19年度決算においては、11億14百万円であり、目標の2%削減に対し、8.3%の削減となった。

平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度決算
1,215百万円	1,172百万円	1,114百万円
平成17年度決算 に対する削減率	3.5%	8.3%

信用基金の対国家公務員指数については、次表のとおりである。信用基金の対国家公務員指数は、専門性の高い業務を行っていることから、大学卒の職員の割合が高いこと、事務所が東京都特別区のみに所在するため、国の地域手当に相当する特別都市手当が職員全員に支給されていること、から国家公務員と比較して高くなっているが、これらの点を考慮して算定した対国家公務員指数（地域別・学歴別）については、18年度で104.6となっている。

さらに、対国家公務員指数の引き下げに向けて、中期目標期間中において、国以上の給与カーブのフラット化及び特別都市手当の抑制、職務手当の引下げ、再雇用職員の活用等の措置を行った。

	15年度	16年度	17年度	18年度
対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	-	105.7	104.3	104.6
(参考)対国家公務員指数	124.4	122.8	121.1	121.4

4 内部監査の充実
業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。

4 内部監査の充実
業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。

平成15年10月に常勤監事をサポートするため、総務課に担当課長補佐を配置した。

内部監査については、企画調整室に所掌させることとし、平成17年2月に内部監査規程及び内部監査マニュアルを制定した。

その後、内部監査の形骸化を防ぐべく、内部監査体制の一層の充実・強化を図るため、平成19年12月に内部監査規程及び内部監査マニュアルの全面改正を行い、内部監査の実施を担当する部署を監理室（新設）として、自己査定業務を含む信用基金の業務全般について内部管理態勢の評価や問題点の改善方法の提言等まで踏み

		<p>込んだ監査を実施する体制を整備するとともに、内部監査を補完する仕組みとして、事務ミスの実態把握と管理を行うため、各業務ごとに事務リスクの自主点検を実施する仕組みを整備した。</p> <p>各年度において、内部監査年度計画及び実施計画を策定し、これに基づき、次の内部監査を実施した。また、年度計画・実施計画の策定及び監査報告書のとりまとめに当たっては、監事と協議・意見交換を行い、連携を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書管理、物品管理（17年3月実施） ・農業災害補償関係業務（17年9月実施） ・農業信用保険業務（17年10月実施） ・出張の実施状況（18年3月実施） ・漁業信用保険業務（18年11月実施） ・漁業災害補償関係業務（18年11月実施） ・林業信用保証業務（18年12月実施） ・保有個人情報の管理状況（19年2月実施） ・契約に関する事務（20年2月実施） ・有価証券に関する事務（20年2月実施） <p>内部監査の一層の充実を図るため、各年度において、担当職員の監査能力を向上させるための研修（総務省行政評価局主催の評価・監査セミナー）に参加させている。</p> <p>なお、信用基金におけるコンプライアンス態勢の整備を図るため、平成19年12月にコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会を設置するとともに、平成20年1月にコンプライアンスの指導・監督を行う監理室を新設した。</p>
<p>5 評価・点検の実施 保証保険等に係る評価手法について、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」等を踏まえつつ検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを順次導入する。</p>	<p>5 評価・点検の実施 (1) 保証保険等に係る評価手法について、必要に応じて有識者を活用しつつ、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」や他の政府系金融機関の検討状況等を踏まえて検討する。 (2) (1)の検討結果を踏まえ、信用基金内部に横断的な業務の評価・点検チームを設置するなど体制整備を行い、評価結果を業務運営に反映させる仕組みを順次導入する。</p>	<p>平成15年度以降、各業務ごとに評価を実施した。</p> <p>平成18年3月に独立行政法人農林漁業信用基金評価点検要領を制定し、各業務を横断的に二次評価する評価点検委員会を設置し充実を図った。 また、平成19年3月に同委員会において、評価結果を業務運営に反映させる仕組みを次のよう定めた。 毎事業年度5月中に前年度業務実績について各部門において評価(一次評価)を実施 評価・点検委員会による評価(二次評価)を実施(6月) 評価・点検委員会から全体定例会に対し、二次評価結果の報告及び業務への反映を要請 フォローアップ ア 各部門から委員会へのフォローアップ結果の報告 イ 委員会から全体定例会へのフォローアップ結果の報告</p>
<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用 各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図るとともに、</p>	<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用 各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図る等業務運営</p>	<p>独立行政法人会計基準に基づいた経理処理をスムーズにかつ確実に実施するための各部門共通の会計システムを開発し、平成16年4月より同システムを稼働させた。この結果、伝票様式の統一、共通経費管理、処理データの二次加工が可能とな</p>

業務運営の効率化に必要な不可欠な情報処理システムの開発・改良を行う。この場合、システムの設計の段階から投資の合理化・効率化に配慮し、システム開発費・運用経費を適正なものとする。

の効率化を実現するために必要不可欠な情報処理システムの開発・改良を行う。

この場合、設計、業務処理方法の設定の段階から投資の合理化・効率化に配慮し、システム開発費を適正なものとする。その際、現行システムの運用面での課題等を十分に分析し、システムの拡張性を確保するとともに、次期システムの運用経費については、抑制する。

った。

農業信用保険業務の保険引受システムについて平成16年4月より開発作業を行い、平成17年4月末にデータ移行を完了し、平成17年5月から本格稼働した。この結果、データ補正事務の効率化、電算機使用料等の削減、が図られた。また、保険料率改定に係るシステム修正を行うとともに、システムの安定運用に努めた。

農業信用保険業務における保険通知等の事務の改善に資するため、パソコン作成データによる保険通知受入システムの開発を行い、平成16年3月より稼働させた。

林業信用保証業務のシステムについて、利用者のリスクに応じた信用格付けシステムを導入し、平成15年10月より稼働させた。さらに、利用者情報、事故・延滞情報等のデータ管理や、債務者区分に対応した引当金算出などのシステムを整備し、保証審査から債権管理までを統合して経営管理できるシステムを構築した。この結果、利用者の信用リスクの算出や帳票出力等、保証審査や債権管理の電算処理が可能となったほか、システムを活用した保証利用者の財務分析やアドバイスの実施に活用している。

漁業信用保険業務のシステムについて、事故率等を分析するためのシステムを構築し、平成18年1月より稼働させた。この結果、任意の保険期間、保険金額など様々な条件下における事故率の分析が可能となった。また、保険料率算定に係るシステムの修正を行うとともに、保険料率改定や経営安定資金に係る部分保証の導入に伴うシステムの修正を行った。

農業災害補償関係業務の農業共済団体等の財務等調査システムについて、勘定科目・集計項目・出力帳票の修正及び改良、農業共済団体等の財務分析を行うための指標の新規追加等を内容とするシステムの改良を平成16年3月に完了し、処理の効率化を図った。さらに、逐次、集計項目・出力帳票の修正及び改良、財務分析指標の追加並びに同システム基本ソフトのバージョンアップを行い、集計処理の効率化、機能の拡充を図った。

平成18年度においては、これまでに各業務ごとに開発した各種システムの適切な運用を図るとともに、信用基金における情報化を総合的・計画的に推進するため、平成17年度に設置した情報化統括責任者(CIO)及び情報化推進委員会において、情報機器類の安全対策、データの管理状況等についての点検や改善策の検討を行った。

平成19年度においては、信用基金におけるシステムリスク管理体制の充実強化を図るため、信用基金全体の情報システムを統括する部署としてシステム管理課を新設し、

情報システムにおける個人情報の安全確保等を図るため、個人情報取扱規程の充実

信用基金内で発生する文書を適正かつ効率的に処理・管理するための総合文書管理システム、信用基金内の現行LANの再構築

<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 信用基金は、利用者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	<p>を行った。</p>																																																																							
<p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p>	<p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。 (1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下のとおり標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。 ア 保険通知の処理・保険料徴収月次処理 (月次処理) イ 保険金支払審査 27日(30日) ウ 納付回収金の受納 月次処理(月次処理) エ 保証審査 7日(8日) オ 代位弁済 150日(180日) カ 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 (償還日と同日付貸付) 農業短期資金 月3回(5のつく日) (月3回(5のつく日)) 農業災害補償 4日(5日) 林業 3日(4日) 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 (償還日と同日付貸付) 漁業短期資金</p>	<p>各業務に関し、中期目標期間中の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全てについて目標(8割以上)を上回る結果となった。</p> <p>(処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">業 務</th> <th>全処理 件数 (A)</th> <th>標準処理 期間内の 処理件数 (B)</th> <th>標準処理 期間内の 処理割合 (B÷A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農 業</td> <td>保険通知の処理・保険料徴収</td> <td>472,494件</td> <td>467,656件</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>保険金支払審査</td> <td>15,897件</td> <td>15,431件</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>納付回収金の受納</td> <td>250,826件</td> <td>250,826件</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>農業長期資金の貸付審査</td> <td>1,089件</td> <td>1,089件</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林 業</td> <td>農業短期資金の貸付審査</td> <td>455件</td> <td>450件</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>保証審査</td> <td>8,573件</td> <td>7,729件</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">漁 業</td> <td>代位弁済</td> <td>412件</td> <td>374件</td> <td>91%</td> </tr> <tr> <td>貸付審査</td> <td>208件</td> <td>208件</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>保険通知の処理・保険料徴収</td> <td>180,836件</td> <td>180,836件</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農 業</td> <td>保険金支払審査</td> <td>358件</td> <td>347件</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>納付回収金の受納</td> <td>41,435件</td> <td>41,435件</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>漁業長期資金の貸付審査</td> <td>1,358件</td> <td>1,358件</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>漁業短期資金の貸付審査</td> <td>35件</td> <td>35件</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>農 業</td> <td>貸付審査</td> <td>83件</td> <td>83件</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>漁 業</td> <td>貸付審査</td> <td>106件</td> <td>106件</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	業 務		全処理 件数 (A)	標準処理 期間内の 処理件数 (B)	標準処理 期間内の 処理割合 (B÷A)	農 業	保険通知の処理・保険料徴収	472,494件	467,656件	99%	保険金支払審査	15,897件	15,431件	97%	納付回収金の受納	250,826件	250,826件	100%	農業長期資金の貸付審査	1,089件	1,089件	100%	林 業	農業短期資金の貸付審査	455件	450件	99%	保証審査	8,573件	7,729件	90%	漁 業	代位弁済	412件	374件	91%	貸付審査	208件	208件	100%	保険通知の処理・保険料徴収	180,836件	180,836件	100%	農 業	保険金支払審査	358件	347件	97%	納付回収金の受納	41,435件	41,435件	100%	漁業長期資金の貸付審査	1,358件	1,358件	100%	漁業短期資金の貸付審査	35件	35件	100%	農 業	貸付審査	83件	83件	100%	漁 業	貸付審査	106件	106件	100%
業 務		全処理 件数 (A)	標準処理 期間内の 処理件数 (B)	標準処理 期間内の 処理割合 (B÷A)																																																																					
農 業	保険通知の処理・保険料徴収	472,494件	467,656件	99%																																																																					
	保険金支払審査	15,897件	15,431件	97%																																																																					
	納付回収金の受納	250,826件	250,826件	100%																																																																					
	農業長期資金の貸付審査	1,089件	1,089件	100%																																																																					
林 業	農業短期資金の貸付審査	455件	450件	99%																																																																					
	保証審査	8,573件	7,729件	90%																																																																					
漁 業	代位弁済	412件	374件	91%																																																																					
	貸付審査	208件	208件	100%																																																																					
	保険通知の処理・保険料徴収	180,836件	180,836件	100%																																																																					
農 業	保険金支払審査	358件	347件	97%																																																																					
	納付回収金の受納	41,435件	41,435件	100%																																																																					
	漁業長期資金の貸付審査	1,358件	1,358件	100%																																																																					
	漁業短期資金の貸付審査	35件	35件	100%																																																																					
農 業	貸付審査	83件	83件	100%																																																																					
漁 業	貸付審査	106件	106件	100%																																																																					

基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う

漁業災害補償

10日(30日)

4日(5日)

()内は、実績値

(2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。

(農業信用保険業務)

大口保険引受案件(保険価額が1億円以上となる案件)については、対象案件(延べ1,232件)のすべてについて事前協議を実施した。これにより、引受に至らなかった案件は延べ34件、融資条件が変更された案件(担保、保証人、償還金額の変更)は延べ82件であった。

また、畜特資金、負担軽減支援資金については、事前協議の一層の徹底を図るため、対象金額を5千万円に引き下げ(平成19年4月)、同年7月に保険対象となった家畜飼料特別支援資金も対象金額を5千万円以上とした。

大口保険金請求予定案件(個人に係る保険金請求額が3千万円以上となる案件等)については、対象案件(延べ136件)のすべてについて、代位弁済前の事前協議を実施した。これにより、免責を行った案件は延べ5件、回収計画の策定について申し送りをした案件は延べ4件であった。

また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年度4月より事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に変更した。

平成17年度以降、基金協会の保証要綱等の制定・改正について、基金協会から事前にその案の提出を受け、内容について協議を実施した(延べ230件)。

この他、「審査関連情報」の配布や会議における説明を通じて、保証引受審査や事故防止における着眼すべき項目を基金協会に周知した。

(漁業信用保険業務)

大口保証引受案件(遠洋かつお・まぐろ漁業に係る保証額が2億円超の案件等)については、対象案件(延べ140件)のすべてについて事前協議を実施した。これにより、融資条件が変更された案件(融資期間の短縮、期中管理の徹底)は延べ2件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、借替緊急融資資金について、平成19年4月から事前協議の対象金額を2分の1に引き下げた。

大口保険金請求予定案件(代位弁済額が5千万円以上の案件等)については、対象案件(延べ204件)のすべてについて、事前協議を実施した。これにより、回収計画の策定や保証審査の厳格化について、申し送りをした案件は延べ42件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年4月より事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に拡大した。

基金協会から「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収の強化を図った。

<p>専決権限の弾力化を行う等により、事務処理の迅速化を図る。</p>	<p>(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>事務処理の迅速化に向け、以下のような専決事項の拡充、専決金額の引き上げ等、専決基準の見直しを行った。</p> <p>事務処理の迅速化に向け、理事長決裁事案を農業信用保険業務を中心に見直し、理事以下の専決事案を大幅に拡大した(170事案 220事案)。</p> <p>保証契約の締結、保険金の支払等の専決金額の引き上げにより専決権限を拡大した。</p> <p>そのほか、以下のような業務処理方法の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年6月に消耗品等の購入・管理を一元化することにより、事務の効率化を図った。 平成17年11月に経理事務において、ファーム・バンキングを導入することにより、資金の支払・管理事務の迅速化を図った。 平成18年度に資料の保管スペース節減のため、文書の電子情報化を推進するとともに、基金協会への通知書様式の見直し等による事務処理の効率化を行った。 平成19年3月に迅速な情報提供、事務の合理化を図るため、回覧文書等を掲示するサイトとして、基金LANに「掲示板サイト」を設けた。 業務実施方法の見直しに資するため、平成19年3月に業務改善提案実施要領を制定し、職員から業務改善について提案を募る業務改善提案制度を導入した。さらに、一層の充実を図るため、業務改善提案・事務リスク自主点検実施要領を平成19年12月に制定し、業務改善提案制度を一層充実させるとともに、事務の遂行状況の自主点検及びその結果に基づく改善策の検討を行うための仕組み・体制を整備した。 平成19年度に信用基金が行う保険関係事務、資産査定、償却引当事務及び出資関係事務に係る諸規程について、多岐にわたり複雑となっていたものをそれぞれ一元化し、事務処理の明確化・効率化を図った。
<p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映</p> <p>ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。</p>	<p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映</p> <p>(1) ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。また、中期計画期間中毎年度平均で6,000件以上のアクセス件数となるようにする。</p>	<p>業務ごとに作成していたホームページについて、信用基金の業務等を分かりやすく伝えられるよう平成17年度に集約・リニューアルした。</p> <p>また、利用者や国民一般に対して、より分かりやすく信用基金の業務内容等が提供できるよう、平成19年度にトップページを中心にホームページのリニューアルを行った。</p> <p>また、中期目標期間中に新規に掲載した情報は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業信用保険業務の機関誌「農業信用保証保険」の主な記事内容を掲載した。 「林材業の業況動向調査結果」の概要を掲載した。 入札・調達情報の欄を新設した。 「NEWS」欄を新設した。 個人情報関係の欄を新設し、プライバシーポリシーや法定公表事項等を掲載した。 融資機関に郵送していた林業信用保証業務に係る債務保証依頼書や債務保証協議書等の書類について、ホームページに様式集を設けた。 サイトマップを設けた。 漁業経営改善促進資金に関するリーフレットを掲載した。 随意契約に係る公表基準及び締結契約に係る情報を掲載した。 独立行政法人の業務実績に対する評価結果の主要な反映状況を掲載した。 信用基金の役割、業務内容について、図表なども含めてわかりやすくまとめたペ

- ページを新設した。
- ・財務諸表について、セグメントごとの財務諸表と併せて各業務の目的、実績及び今後の取り組みについて説明した資料を掲載した。
- ・決算情報について、前年比や財務分析指標（自己収入比率等）を掲載した。

役員の退任・任命、役職員の報酬・給与、退職公務員の状況など公表すべき事項は、すべて1週間以内にホームページを掲載した。なお、中期目標期間中の公表すべき事項の平均更新日数は、2.3日であった。

中期目標期間中のホームページアクセス件数は次表のとおりであり、すべての年度について目標値を上回った。

(単位：件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
アクセス件数	9,103	23,143	32,175	35,943	53,574

ホームページで提供する情報の一層の充実を図るため、ホームページにアクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握など次のようなアクセス内容の分析を行った。アクセス内容の分析結果から、平成20年3月に実施したホームページのリニューアルにおいて、人気のあるページをより分かりやすい場所に配置するなどの工夫を図った。

人気のあるページ(分析例 19年度)

	ページの内容	プレビュー数	割合
1	トップページ	71,749	12.9%
2	調達情報	23,623	4.3%
3	パンフレット	22,386	4.0%
4	信用基金の概要	11,182	2.0%
5	公表事項	10,651	1.9%

(農業信用保険業務)

農業信用保険業務において、次の保証引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、中期目標期間中に基金協会をはじめ関係機関に提供した。

機関誌「農業信用保証保険」(隔月発行)

保険の引受動向、保険金支払、回収状況といった業務に関する情報のほか、経済・金融動向、農業情勢などの一般情報についてとりまとめたもの。

「事故防止のためのヒント集」(年1回発行・小冊子)

保険金支払額1千万円以上の大口保険金支払案件の事故事例をもとに、今後の事故防止、保証引受審査等の対応で教訓となるものを取りまとめたもの。

「審査関連情報」(年1回発行・小冊子)

保証引受審査において参考となる田畑価格の調査結果、主要農畜産物価格の動向などの情報やデータを「審査関連情報」としてとりまとめたもの。

「保険事業概況」(年1回発行・冊子)

農業信用保険業務の概況を取りまとめたもの。

「農業信用保証・保険業務要覧」(年1回発行・冊子)

各基金協会の行う保証業務と信用基金の行う保険業務について、全国統計と協

会別統計に整理した過去10年程度のデータ及び農業信用保証・保険制度をとりまく参考資料をとりまとめたもの。

「農業信用保証保険年報」(年1回発行・冊子)

農業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴をとりまとめたもの。
スーパーS資金のリーフレット

(林業信用保証業務)

保証の利用促進を図るため、保証の種類、利用要件、保証手続の流れについて記載した解説書を活用して、中期目標期間中に保証サービス内容の積極的なPR活動を以下のように行った。

国の施策に係る事業を行っている地域を主体に保証の現地調査を行い、それに併せ都道府県の融資機関を訪問の上、制度及び保証内容について説明し、保証利用促進に努めた。

「林業信用保証連絡協議会」を開催し、業界団体等に対し、基金の業務への理解の促進に努めた。

「都道府県信用基金担当者及び相談員会議」を開催し、都道府県及び信用基金相談員に対し説明し、PR活動、保証利用の促進に努めた。

都道府県が主催する「農林漁業信用基金連絡協議会」において、融資機関に対し利用促進が図られるようPR活動に努めた。

「都道府県森林(木材)組合連合会事務担当者に対する信用基金利用説明会」を開催し、約定融資機関となっている森林(木材)組合連合会の事務担当者に対し、制度及び保証内容について説明し、保証利用の促進に努めた。

経営の現状及び将来見込みについてアンケート調査を実施した上で創設された緊急経営支援保証の利用促進を都道府県、相談員、金融機関、対象事業体に対して行った。

林業機械化展や他団体の林業研修に参加し、機械メーカーや参加者へのPRを行い、保証促進に努めた。

林業・木材産業者等に対する経営診断を行った。

(漁業信用保険業務)

平成15年度に漁業信用基金協会と信用基金との間の保険引受、回収関係情報の提供をネットワークにより可能とするコンピュータシステムを開発した。その後、基金協会主催のブロック会議におけるネットワークに関する説明・参加要請等を通して、平成19年度末までにネットワークへの参加協会数は22協会となった。

このほか、漁業信用保険業務において次の保険引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、中期目標期間中に基金協会をはじめ関係機関に提供した。

漁業統計年報

漁業信用保険業務の引受、弁済及び回収状況をとりまとめたもの。

業務報告書

漁業信用保険業務の事業概要をとりまとめたもの。

漁業経営改善促進資金のリーフレット

(農業災害補償関係業務)

また、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。

(2) アンケート調査等の実施により、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。

農業災害補償関係業務については、NOSA I イン트라ネットを活用し、農業共済団体の財務調査結果、貸付取扱要領の改正情報等について提供した。

信用基金の各業務において、アンケートの実施、会議を通じて利用者の意見を聴取し、それらの意見を業務運営に反映させるよう努めた。

農業信用保険業務関係

ア アンケートの実施

農協を対象に「農協貸出と農業信用保証保険制度に関する基本動向調査」を各年度に実施し、農協貸出や基金協会保証利用の動向、農業信用保証保険制度に関する意識や要望・意見を聴取するとともに、その結果をとりまとめ、基金協会に配布した。

イ 農業信用保険運営協議会の開催

基金協会及び農林中央金庫の代表を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を各年度に開催し、信用基金の決算、保証保険の概況等について説明し、意見交換を行った。

林業信用保証業務関係

ア アンケートの実施

林業・木材産業者を対象に「林材業の業況動向調査」を各年度に実施し、その結果をとりまとめ、利用者、都道府県及びマスコミに配布して周知を図った。

イ 改正建築基準法の施行に伴う住宅着工の落込みの影響に関するアンケートの実施

平成19年度において、2回にわたり、改正建築基準法の施行に伴う住宅着工の落込みの影響が懸念される事業者を対象に経営の現状及び将来見込みについての調査を実施し、その結果を踏まえて、緊急経営支援保証事業の実施（平成19年11月）に取り組んだ。

ウ ワンポイントアドバイスに関するアンケートの実施

平成16年度以降、保証利用者の財務状況を分析し、改善に向けた助言を行うワンポイントアドバイスを実施し、これに関連してアンケートを実施したところ「参考になった」との回答を多く得ている。

漁業信用保険業務関係

ア アンケートの実施

・平成16年度に全基金協会を対象に、事務処理の迅速化についての取組状況や漁業保証引受の動向等に関するアンケートを実施した。そのとりまとめ結果については、水産庁、基金協会、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫に配付した。

また、新たな取組として平成16年12月から平成17年1月にかけて、基金協会から現地情勢を聴取するとともに、保証保険業務の適切な運営に向け広く意見交換を行い、業務運営に反映させた。

・平成18年度に基金協会を対象に「金融機関との責任分担に係るアンケート」を実施し、意見の収集を行い、その結果をとりまとめ、結果概要について基金協会に配布した。

イ 漁業信用保険連絡協議会の開催

		<p>・漁業関係団体、農林中央金庫及び(社)漁業信用基金中央会で構成する「漁業信用保険連絡協議会」を開催し、決算や保証保険業務について説明し、意見交換を行った。</p> <p>ウ ブロック会議への出席 各年度に開催された基金協会主催のブロック会議に出席し、漁業信用保険業務の運営に当たっての基本方針について説明し、意見交換を行った。</p> <p>農業災害補償関係業務</p> <p>ア アンケートの実施 利用者である農業共済団体の意見を事業運営に反映させるため、NOSA I イントラネットを活用して、農業共済団体の財務調査に関するアンケートを各年度に実施し、調査方法の見直しを行った。</p> <p>イ 農業災害補償運営協議会の開催 農業共済団体の代表及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を各年度に開催し、決算、業務実績について報告し、意見交換を行った。</p> <p>漁業災害補償関係業務 各年度に開催された漁業共済団体主催の漁業共済組合ブロック会議に出席し、漁業共済組合に対し業務内容を説明し、意見交換を行った。</p>
<p>3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p>	<p>3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率及び保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。 保険料率及び保証料率水準を随時点検し、必要に応じ料率等の見直しを行う。その際、以下の措置を講じる。 ・保険料率及び保証料率算定委員会を設置する。 ・保険料率及び保証料率の見直しをルール化する。 林業信用保証については、利用者ごとのリスクの違いにも配慮した保証料率の導入を平成15年10月1日に行う。</p>	<p>(1) 農業信用保険業務 適切な保険料率の適用を確保することにより、当該業務の安定的な運営に資することを目的として、平成15年12月に保険料率算定委員会を設置した。 中期目標期間の各年度において、保険料率算定委員会を開催し、事故率等保険料率の算定要素の動向について分析するなどの点検、保険料率の見直しに向けた検討を行った。 保険料率算定委員会における検討の結果、制度資金の効果の発揮や農業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう、平成17年7月に保険料率の引き上げを行うとともに、平成20年7月に保険料率の引き上げを行うこととした。</p> <p>(2) 林業信用保証業務 適切な保証料率の適用を確保することにより、当該業務の安定的な運営に資することを目的として、平成16年3月に保証料率算定委員会を設置した。 中期目標期間の各年度において、保証料率算定委員会を開催し、事故率等保証料率の算定要素の動向について分析するなどの点検、保証料率の見直しに向けた検討を行った。 保証料率算定委員会における検討の結果、制度資金の効果の発揮や林業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて保証収支が均衡するよう平成19年10月に保証</p>

料率の引き上げを行った。

平成15年10月から、保証の種類及び利用者（被保証者）ごとの財務状況等リスクの違いにも応じた新たな保証料率を導入した。

ア 林業経営高度化推進資金等の国の制度資金については、従来の保証料率の区分が1区分だったものをリスクの違いに応じて2区分へ改定した。

イ その他一般資金については、保証料率の区分はリスクの違いに応じて3区分へ改定した。

その後、平成19年10月の保証料率の改定にあつては、財務状況等リスクに応じてよりきめ細かく保証料率の区分を設定することとし、制度資金、その他一般資金とも8区分へ改定した。

	平成15年度10月以前	平成15年度10月改正後	平成19年度10月改正後	
			4倍協調資金等	3倍協調資金等
制度資金	0.65%	0.65%	0.15%	0.10%
			0.30%	0.20%
			0.45%	0.30%
			0.68%	0.45%
			0.83%	0.55%
			0.98%	0.65%
			1.13%	0.75%
			1.35%	0.90%
一般資金	0.68%又は0.73%	0.73%	0.20%	
			0.40%	
			0.60%	
			0.90%	
			1.10%	
			1.30%	
			1.50%	
			1.80%	
		0.93%		
		1.13%		

(3) 漁業信用保険業務

適切な保険料率の適用を確保することにより、当該業務の安定的な運営に資することを目的として、平成16年3月に保険料率算定委員会を設置した。

中期目標期間の各年度において、保険料率算定委員会を開催し、事故率等の算定要素の動向について分析するなどの点検、保険料率の見直しに向けた検討を行った。

保険料率算定委員会における検討の結果、制度資金の効果の発揮や漁業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう平成20年4月に保険料率の

信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。

研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。

引き上げを行うこととした。

農業信用保険業務

中期目標期間中の各年度に農業信用基金協会の職員を対象とした研修会を以下のとおり開催した。

求償権管理回収等事務研修会

- ・基金協会からの参加者数：延べ206名
- ・主な研修内容：求償権の管理回収事例研究、破産法、民法、不動産登記法等の改正、債権の管理回収、不動産競売の実務
- ・平均満足度：96%

保証審査実務担当者研修会

- ・基金協会からの参加者数：延べ267名
- ・主な研修内容：保証審査のポイント、実践的財務分析、貸出法務の要点、担保評価の実務、民法改正等
- ・平均満足度：94%

漁業信用保険業務

漁業信用基金協会の職員を対象とした全国研修会を以下のとおり開催した。

- ・基金協会からの参加者数：延べ68名
- ・主な研修内容：漁業保証保険取扱要領の一部改正及び基金協会会計規程の制定案等

農業信用保険業務

信用基金職員の資質の向上を図るため、求償権管理回収等事務研修会や保証審査実務担当者研修会に職員を参加させたほか、通信教育研修を実施した。

基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。

ア 引受・期中管理に係る個別協議の実施

大口保険引受案件について、事前協議を行った。また、大口保険引受案件のうち経営不振先のものについて、経営状況及び期中管理状況を把握するための現地協議を実施した。

イ 支払回収に係る個別協議の実施

- ・大口保険金請求予定案件について、代位弁済前の事前協議を実施した。
- ・保険金請求額が多い基金協会と代位弁済の実情について、現地協議を実施した。
- ・回収納付見込額達成の督促、大口債務者の回収見通し及び求償権管理回収体制について、現地協議を実施した。

ウ 基金協会からの申し出に基づく個別協議の実施

求償権償却や大口求償債務者に係る現況・回収方策について、個別協議を実施した。

法務相談

基金協会から寄せられた法務相談のすべてについて、顧問弁護士への相談や、参考文献の活用等により回答した。

<p>また、貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>(2) 貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>漁業信用保険業務 信用基金職員の資質の向上を図るため、求償権管理回収等事務研修会や保証審査実務者研修会に職員を参加させた。 基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。</p> <p>ア 大口保証引受等に係る個別協議の実施 大口保証引受案件について、事前協議を実施した。また、保険金請求額が多い基金協会と保証引受方針等について現地協議を実施した。</p> <p>イ 支払回収に係る個別協議の実施 ・大口保険金請求案件について、代位弁済前の事前協議を実施した。また、保険金請求額が多い基金協会と代位弁済の要件等について現地協議を実施した。 ・回収目標額達成の督促、求償債務者の回収見通し及び求償権管理回収について、個別協議を実施した。</p> <p>法務相談 基金協会から寄せられた法務相談のすべてについて、現地打ち合せや参考文献の活用等により回答した。</p> <p>農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への貸付金の金利については、貸付先の基金協会の保証引受に係る財務基盤の強化(基金の減耗を防ぎ、調達コストを軽減)に資するよう、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率とした。中期目標期間中において「預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応した率」が0.019%~0.45%であったため、貸付金利は0.0095%~0.225%とし、農業で1,429件、漁業で1,389件の貸付を実行した。</p> <p>林業信用保証業務においては、木材産業等高度化推進資金制度に係る都道府県への貸付を行っている。この制度は、都道府県が信用基金からの借入金と自己資金を併せて金融機関に預託し、それを原資に金融機関が林業者等に低金利で貸付を行う仕組みとなっている。本制度における信用基金の貸付金利については、林野庁長官通知において「日本銀行が作成する『預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について』における『預入金額が1千万円以上の定期預金の1週間の預入期間別平均年利率』に掲げる預入期間が1年の利率が1%未満のときは、当該利率とすること」としている。中期目標期間中においては「預入期間が1年の利率」が0.031%~0.293%と1%未満であったため、貸付利率は0.031%~0.293%とし、176件の貸付を実行した。</p> <p>農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務においては、共済団体が行う保険事業等に係る保険金等の支払に必要な資金の貸付を行っている。中期目標期間中における貸付金利については、市中金利等を勘案し、0.30%~1.875%で貸付けた。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	

信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。

このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。

【別紙】

中期目標期間中の事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）一般管理費、当期損益及び利益剰余金の実績額は、次表のとおりである。

（単位：百万円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
事業費	34,614 37.1%	63,098 42.7%	74,511 32.3%	65,541 40.5%	76,397 30.6%	
一般管理費	1,011 24.0%	2,234 16.0%	2,002 24.7%	1,869 29.7%	1,939 27.1%	
当期損益	1,866	2,250	1,531	92	1,300	523
農業信用 保険勘定	1,181	338	118	220	59	1,798
林業信用 保証勘定	134	693	810	1,145	285	3,067
漁業信用 保険勘定	834	1,855	773	1,096	1,701	1,002
農業災害補 償関係勘定	5	5	25	37	10	71
漁業災害補 償関係勘定	10	45	41	41	47	184
利益剰余金	4,991	7,240	8,771	8,680	7,379	
農業信用 保険勘定	3,351	3,012	2,894	2,674	2,734	
林業信用 保証勘定	134	827	1,637	2,782	3,067	
漁業信用 保険勘定	834	1,022	1,795	700	1,002	
農業災害補 償関係勘定	2,368	2,363	2,387	2,425	2,434	
漁業災害補 償関係勘定	28	16	58	99	146	

事業費については、平成14年度予算1,101億9百万円に対し、平成19年度決算では30.6%減の763億97百万円となった。

一般管理費については、平成14年度予算26億59百万円に対し、平成19年度決算では、27.1%減の19億39百万円となった。

中期目標期間中の当期損益は、法人全体で5億23百万円の利益となり、中期目標期間末の利益剰余金（積立金）は、法人合計で73億79百万円となった。勘定別の内訳は次のとおりである。

・農業信用保険勘定では、農業者への融資の円滑化を図るため農業信用基金協会が行う債務保証の保険の業務等を行っているところであるが、原油価格や飼料価格

の高騰、農産物価格の低迷等の影響を受け、保険金支払が高水準で推移したことから、平成19年度を除き当期損失金を計上し、中期目標期間合計で17億98百万円の赤字となった。この結果、独法化時に承継した45億円の利益剰余金は、平成19年度末には27億34百万円となった。なお、平成19年度末は支払備金の減少に伴い戻入が発生したこと等により59百万円の利益が生じた。

- ・林業信用保証勘定では、林業者等への融資の円滑化を図るため林業者等への融資の債務保証の業務を行っているところであるが、木材価格の下落等による林業及び国産材関連の木材産業の低迷により、資金需要が減少し、毎年、保証残高が減少して、保証債務損失引当金戻入が発生した。このため、すべての年度において当期利益金を計上し、中期目標期間合計で30億67百万円の黒字となった。この結果、平成19年度末の利益剰余金は30億67百万円となった。
- ・漁業信用保険勘定では、漁業者への融資の円滑化を図るため、漁業信用基金協会が行う債務保証の保険の業務等を行っているところであるが、引き続き資源状況の悪化、魚価の低迷に加えて、中期目標期間中に原油価格が3倍以上に高騰したことの影響を受け、平成18年度・19年度に保険金支払等が増加したことから、多額の当期損失金を計上し、中期目標期間合計で10億2百万円の赤字となった。この結果、平成19年度末には繰越欠損金が10億2百万円となった。
- ・農業災害補償関係勘定では、農業共済団体が円滑な共済金の支払いに関して必要とする資金の貸付業務を行っているが、職員の削減による人件費の削減を行うなど、一般管理費の抑制を図ったことにより、平成16年度を除くすべての年度において当期利益金を計上し、中期目標期間合計で71百万円の黒字となった。この結果、独法化時に承継した23億63百万円の利益剰余金が、平成19年度末には24億34百万円となった。
- ・漁業災害補償関係勘定では、漁業共済団体が円滑な共済金の支払いに関して必要とする資金の貸付業務を行っているが、短期借入金の調達にあたり複数の金融機関からの引合いを行ったことによる支払利息の圧縮、一般管理費の抑制を図ったことにより、すべての年度において当期利益金を計上し、中期目標期間合計で1億84百万円の黒字となった。この結果、独法化時に承継した38百万円の欠損金を解消し、平成19年度末には利益剰余金が146百万円となった。

中期目標期間中の各年度において損益計算により生じた利益は、積立金として計上し、目的積立金は計上しなかったが、これは、保証・保険業務において、近年、赤字基調にある中で、保険事故等の発生によって生じた損失の補てんに充てる必要があること、災害貸付業務において、大災害に備え貸付原資として確保しておく必要があることによるものである。

〔中期目標期間に係る予算、収支計画及び資金計画の決算及び実績については別添のとおり。〕

運営費交付金については、交付目的に沿って林業信用保証勘定に配分し、適正に執行した。

中期目標期間中に保証契約を締結した案件についての代位弁済率は、次のとおり

1 業務収支の均衡

適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定のほか、次の から の定めるところにより、業務収支の均衡(経常損益ベース)を達成する。

中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、引受審査能力の向上等によりその代位弁済率を2.98%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会の引受審査能力の向上に資する連携強化等により、農業信用保険業務にあつてはその事故率を0.13%以下、漁業信用保険業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

である。

林業信用保証業務 2.85%

$$\left(\begin{array}{l} \text{中期目標期間中(平成15年度下期から平成19年度)に保証引受した} \\ \text{案件の当該期間中の代位弁済額} / \text{中期目標期間中に保証引受した額} \\ = 5,448,637 \text{千円} / 190,858,758 \text{千円} \end{array} \right)$$

中期目標期間中に保証契約を締結した案件に係る代位弁済率は、長期にわたる木材価格の低迷や平成19年度の改正建築基準法の施行に伴う住宅着工の急減等林業・木材産業をめぐる厳しい経営環境の影響による代位弁済率上昇要因はあったものの、求償権の管理・回収に向けた取り組み、厳格な保証審査、適切な期中管理や保証料率の改定等の収支改善に向けた取り組みの励行により、設定した目標を達成した。

中期目標期間中に保険契約を締結した案件についての事故率は、次のとおりである。

農業信用保険業務 0.12%

$$\left(\begin{array}{l} \text{中期目標期間中(平成15年度下期から平成19年度)に保険引受した} \\ \text{案件の当該期間中の保険金支払額} / (\text{中期目標期間中に保険引受し} \\ \text{た額} \times \text{保険補填率}(70\%)) \\ = 2,118,219 \text{千円} / (2,516,782,680 \text{千円} \times 0.7) \end{array} \right)$$

中期目標期間中に保険契約を締結した案件に係る事故率は、原油価格や飼料価格の高騰、農産物価格の低迷等の影響による事故率上昇要因はあったものの、求償権の管理・回収へ向けた取り組み、事前協議の徹底や事前協議の範囲の拡大、部分保証の導入等の収支改善に向けた取り組みの励行により、設定した目標を達成した。

中期目標期間中に保険契約を締結した案件についての事故率は、次のとおりである。

漁業信用保険業務 1.51%

$$\left(\begin{array}{l} \text{中期目標期間中(平成15年度下期から平成19年度)に保険引受した} \\ \text{案件の当該期間中の代位弁済額} / \text{中期目標期間中保険引受した額} \\ = 7,944,486 \text{千円} / 525,438,351 \text{千円} \end{array} \right)$$

中期目標期間中に保険契約を締結した案件に係る事故率は、求償権の管理・回収の強化に向けた取り組み、事前協議の徹底や事前協議の範囲の拡大等収支改善に向けた取り組みの励行にもかかわらず、引き続き資源状況の悪化、魚価の低迷に加えて中期目標期間中に原油価格が3倍以上に高騰したことの影響を受け、とりわけ遠洋まぐろはえ縄漁業者等において多額の代位弁済が発生したことから、設定した目標値を上回ることとなった。

基金協会、債権回収業者(サービサー)等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。

共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。

中期目標期間中の回収金収入の目標及び実績は次表のとおりである。基金協会との連携強化、サービサーの活用など求償権の管理・回収の強化に向けた取組を行ったが、全体としては、目標を下回ることとなった。これは、林業信用保証業務において、山林担保価値及び流動性の低下等により、回収実績が上がらなかったことによる。

(単位：百万円)

	回収目標(A)	回収実績(B)	(B) / (A)
農業信用保険業務			
15年度	1,434	1,462	102%
16年度	2,978	2,961	99%
17年度	3,155	2,972	94%
18年度	3,307	3,075	93%
19年度	3,481	2,964	85%
計	14,355	13,434	94%
林業信用保証業務			
15年度	630	470	75%
16年度	1,084	370	34%
17年度	1,430	452	32%
18年度	1,259	423	34%
19年度	680	488	72%
計	5,083	2,203	43%
漁業信用保険業務			
15年度	1,035	1,194	115%
16年度	1,668	1,576	94%
17年度	1,534	1,597	104%
18年度	1,411	1,448	103%
19年度	1,288	1,589	123%
計	6,936	7,404	107%
合 計			
15年度	3,099	3,126	101%
16年度	5,730	4,907	86%
17年度	6,119	5,022	82%
18年度	5,977	4,946	83%
19年度	5,449	5,041	93%
計	26,374	23,042	87%

農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務における保険料又は保証料及び貸付金利息は、予め納入期限、保険料、保証料及び貸付金利息の額を連絡することにより全額徴収した。

共済団体に対する貸付けについては、貸付けに係る借入申込書及び償還計画書の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、共済団体に対し

て予め償還期限、貸付金及び貸付金利息の額を連絡することにより全額回収した。

求償権の管理・回収の強化に向けた取り組み

農業信用保険業務

大口債務者に係る代位弁済の状況についての基金協会との現地協議の実施、求償権管理回収等事務研修会の開催、次年度保険金・回収見込額の基金協会に対する調査、また、当年度事業見込み、次年度事業計画について申し出のあった基金協会との個別協議の実施などを通じ、基金協会との連携強化に努めた。また、基金協会に対しサービスの活用を促すなど回収促進に努めた。

林業信用保証業務

信用基金が直接に回収を行うものについては、年度当初及び期中において重要事案を中心に具体的取組方針を協議しつつ、回収チームを編成して現地交渉や催告書による請求を増やすことなどにより回収実績の向上に努めた。また、債権回収業者（サービス）と連携して定期的に回収方針の打合せを行うとともに、競売の申し立てや訴えの提起の法的措置を講ずることなどにより回収実績の向上に努めた。

漁業信用保険業務

求償権を有する基金協会より「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過についての情報を共有するとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況について基金協会との個別協議の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた。また、求償権回収の一層の促進を図るため、平成19年度から求償権回収実績が低い基金協会を対象に、求償権回収の徹底に係る個別協議を行った。

その他収支改善に向けた取り組み

農業信用保険業務

ア 大口保険引受案件について、保証引受前に基金協会と事前協議を行い、審査を徹底した。これにより、大口引受案件延べ1,232件のうち、引受に至らなかった案件は延べ34件、融資条件が変更された案件（担保、保証人、償還金額の変更）は延べ82件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年4月から畜特資金、負担軽減支援資金について対象金額を1億円から5千万円に引き下げ、同年7月に保険対象となった家畜飼料支援特別資金についても対象金額を5千万円以上とした。

イ 基金協会に対し、延滞案件の早期把握、督促の徹底や経営不振の被保証先に対する期中管理の徹底を要請するとともに、大口保険金請求予定案件延べ136件について、代位弁済前の事前協議を行った。この事前協議により、免責を行った案件は延べ5件、回収計画の策定について申し送りをした案件は延べ4件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、19年4月より事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に拡大した。

ウ 負債整理資金である畜特資金・負担軽減支援資金については、平成19年4月から部分保証を導入した。

エ 保険料率については、制度資金の効果の発揮や農業者負担の激変緩和など、

政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう平成20年7月から保険料率の引き上げを行うこととした。

林業信用保証業務

ア 審査協議会の開催を通じた厳格な保証審査（審査協議延べ990件、延べ477件について保全措置の追加、拒否等の対応）、適切な期中管理（現地調査の実施、長期保証についての決算書の徴求）、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援により代位弁済の抑制に努めた。

また、融資機関へのPRなどの働きかけを行い、優良保証先の確保に努めた。

イ 保証料率については、制度資金の効果の発揮や林業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて保証収支が均衡するよう平成19年10月から保証料率の引き上げを行った。

ウ 100%保証の資金を平成20年6月から法定計画に基づく資金等政策性の高いものに限定し、その他の資金は部分保証へ移行することとした。

漁業信用保険業務

ア 大口保証引受案件については、対象案件（延べ140件）のすべてについて事前協議を実施した。これにより、融資条件が変更された案件（融資期間の短縮、期中管理の徹底）は延べ2件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、借替緊急融資資金について、平成19年4月から事前協議の対象金額を2分の1に引き下げた。

イ 基金協会に対し、延滞案件の早期把握、督促の徹底や期中管理の徹底を要請するとともに、大口保険金請求予定案件延べ204件のすべてについて事前協議を行った。この事前協議により、回収計画の策定や保証審査の厳格化について申し送りをした案件は延べ42件であった。また、平成19年4月より事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に拡大した。

ウ 経営安定資金について、平成20年4月から部分保証を導入することとした。

エ 保険料率については、制度資金の効果の発揮や漁業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう平成20年4月から保険料率の引き上げを行うこととした。

2 責任準備金の計上
保証・保険に係る業務については、適切な責任準備金の計上を行う。

農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の責任準備金については、将来の保険金支払リスクに見合うものとして、林業信用保証業務の保証債務損失引当金については、債務保証の履行によって生じる損失に見合うものとして、会計規程に基づき、次表のとおり計上した。

年度	責任準備金		保証債務損失引当金
	農業信用保険業務	漁業信用保険業務	林業信用保証業務

15	6,523百万円	5,068百万円	8,839百万円
16	6,513百万円	4,401百万円	8,083百万円
17	6,257百万円	3,538百万円	7,362百万円
18	5,630百万円	3,623百万円	5,626百万円
19	4,571百万円	3,180百万円	4,696百万円

第5 その他業務運営に関する重要事項

長期借入金の条件

独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)第17条第1項(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

林業信用保証業務における農林漁業金融公庫に対する資金寄託業務の財源として、中期目標期間中に、次表のとおり長期借入れを行った。

借入れにあたっては、平成16年度までは、融資機関と交渉する方法により行っていたが、一層の事業費の節減につながるよう平成17年度以降は一般競争入札を実施した。

(単位：百万円)

年度	借入時期	借入金額	借入利率	(参考)	
				国債利率(5年)	長プラ利率
15	15年10月	1,996	0.859%	0.409%	1.65%
16	16年6月	575	1.227%	0.777%	1.90%
	16年10月	2,268	0.930%	0.480%	1.70%
17	17年6月	972	0.320%	0.319%	1.50%
	17年10月	1,982	0.637%	0.624%	1.80%
18	18年6月	768	1.318%	1.299%	2.50%
	18年10月	1,407	1.246%	1.012%	2.35%
19	19年6月	1,808	1.322%	1.246%	2.25%
	19年10月	3,766	1.295%	1.130%	2.25%

第4 短期借入金の限度額
2,975億円

農業災害補償関係業務においては、農業共済団体に対する貸付金原資とするため、漁業災害補償関係業務においては、漁業共済団体に対する貸付金原資とするため、一時的に不足する資金について、次表のとおり、短期借入れを行った。農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務の中期目標期間中の借入金の累計額は1,152億円であり、限度額の2,975億円の範囲内であった。

(単位：百万円)

年度	借入金額		
	農業災害補償関係業務	漁業災害補償関係業務	計
15	50,049	10,941	60,990
16	6,457	20,177	26,634
17	300	15,999	16,299
18	90	8,040	8,130
19	-	3,141	3,141
計	56,896	58,298	115,194

第5 重要な財産の譲渡等の計画

平成16年1月、農業災害補償部門内に関係役職員を構成員とする事務所 売却

	事務所の統合に伴い、一番町事務所（全国農業共済会館6階）の譲渡を計画的に行う。	検討委員会を設置し、一番町事務所（全国農業共済会館6階）の譲渡方法、譲渡予定価額、譲渡スケジュールについて検討を行った。 平成17年2月に、(社)全国農業共済協会に譲渡した。
	第6 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、 ・金融業務に精通した人材の育成・研修 ・政策金融の進展に適合する各種システムの開発 ・債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上 の使途に使用	各年度とも中期計画に定めた使途に充てることのできる剰余金（目的積立金）は生じなかった。
	第7 施設及び設備に関する計画 4分野に分かれている事務所の統合を計画的に行う。	4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を、平成16年12月を目途に本部事務所（千代田区内神田コープビル）に統合することとし、統合のための所要の準備を進め、平成16年12月6日に本部事務所に統合を完了した。
	第8 人事に関する計画 (1) 方針 農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。 また、管理部門の業務の効率化を図ること等により、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。	
	(2) 人員に係る指標 認可法人の時と比べて管理部門の常勤職員数を削減する。 期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。 (参考1) 期初の常勤職員数 130名 期末の常勤職員数の見込み 123名 (前倒分と合わせて10名の減) (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み75億円。ただし、上記の額は、役員給与、	管理部門（総務部、経理部）について、平成16年12月の事務所統合時に、総務部及び経理部をそれぞれ1課削減するとともに、給与計算・社会保険事務の外部委託により、人員の4名を削減した。また、事務の一層の合理化を図ることにより、平成18年4月に1名、平成20年1月に3名をそれぞれ削減した。これにより、独立行政法人移行後の管理部門について、8名の人員削減を行った。 信用基金の常勤職員数については、期初（平成15年10月1日時点）の130名から、平成16年度に4名、平成17年度に2名、平成19年度に1名の計7名の削減を行い、期末（平成19年度末）は123名となった。また、独立行政法人化に先立ち、事務所統合効果を見据えた人員削減を前倒しで3名行っていることから、この分と合わせて10名の削減を行った。

	<p>職員給与、嘱託手当、社会保険料負担金及び退職給付引当金繰入に相当する範囲の費用である。</p>	<p>中期目標期間中の人件費の実績額は、66億3百万円であり、中期目標期間中の人件費総額見込みの75億円を下回った。</p>
	<p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、4分野の事務所統合にあわせ、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p> <p>人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用（交流）した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>専門性を有する人材の確保へ向けて次の取り組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用予定職員の募集に際しては、信用基金の業務内容を積極的にアピールしつつ、新規卒者に加え民間企業に勤務する金融・保険業務経験者も対象として、ホームページで周知を図った。 ・金融実務に精通した人材を平成16年4月に採用し、当該職員の専門的知見を効果的に発揮できる部署に配置した。 ・平成17年度に金融実務等に精通した人材を金融機関等から受け入れ、これら職員の専門的知見を効果的に発揮できる部署に配置した。 ・専門的知識に優れた人材を確保するため、平成19年度から定年退職者の再雇用制度を導入した。 <p>職員の専門性を育成するため、以下の措置を講じた。</p> <p>農業信用基金協会と信用基金の職員の人事交流の実施 研修計画に基づく研修の実施 （具体的な内容は次項に記載）</p> <p>以下のとおり中期目標期間中の研修を充実させた。</p> <p>研修計画に基づく研修の実施</p> <p>（計画的養成研修）</p> <p>ア 新規採用研修（新規採用者に信用基金の業務を理解させる研修）</p> <p>イ 一般職員研修（課長補佐以下の職員に対し専門的知識を付与するための研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の見方と経営分析の手法に関する研修 ・保険数理の基礎を理解する研修 <p>ウ 現地研修（課長補佐以下の職員に対し農林漁業の経営実態を把握させる研修）</p> <p>エ 課長研修（課長職を対象とした部下指導のあり方、職場の活性化、リーダーシップ発揮の手法、メンタルヘルスに関する研修）</p> <p>（能力開発研修）</p> <p>ア 実践的研修（全職員を対象に農林漁業の情勢、経済・金融情勢、コンプライアンス、個人情報保護等、専門的知識を習得させる研修）</p> <p>イ 専門的研修（信用基金の各業務又は他法人が行う研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業の現状を把握させる現地研修（林業信用保証業務主催） ・政府関係法人会計事務研修（財務省会計センター主催） ・予算編成支援システム研修（財務省会計センター主催） ・評価・監査セミナー（総務省行政評価局主催） ・金融・保証等に関する通信教育研修（財務入門コース、財務基礎コース、証券基盤、債権管理・回収実践対策講座、演習債権管理回収コース、信用事業税務、トラブルを防ぐ融資法務） <p>関係機関との合同研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初級職員研修会 ・求償権管理回収等事務研修会

		<ul style="list-style-type: none">・保証審査実務担当者研修会・全国研修会 <p>なお、職員の士気向上に役立てるため、平成18年度に業務改善提案制度を導入し、平成19年度に一層充実させた。</p>
--	--	---

1. 予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
国庫補助金	-	1,132	-	-	-	1,132	-	-	-	-	-	-
運営費交付金	156	156	-	-	156	156	-	-	-	-	-	-
受入事業交付金	1,504	8,409	-	2,190	839	3,306	665	2,913	-	-	-	-
政府補給金受入	907	294	-	-	907	294	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	179	35	-	-	179	35	-	-	-	-	-	-
民間出資金	73	0	-	-	73	0	0	-	-	-	-	-
事業収入	691,771	415,179	208,894	152,135	61,253	41,448	119,113	97,307	234,455	65,533	68,056	58,756
受託事業収入	12	24	-	-	-	11	-	-	12	12	-	-
運用収入	9,990	8,629	4,267	3,642	2,325	1,523	2,519	2,748	866	709	12	6
借入金	314,201	130,735	-	-	16,792	15,542	-	-	224,377	56,896	73,032	58,297
その他の収入	359	273	9	31	24	44	59	167	251	16	15	15
合 計	1,019,152	564,866	213,170	157,998	82,547	63,492	122,358	103,136	459,961	123,166	141,116	117,074

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
事業費	1,031,669	553,733	221,428	158,505	83,722	55,335	126,074	100,320	459,711	122,228	140,734	117,345	
運営経費	一般管理費	10,958	9,056	4,433	3,554	2,964	2,733	2,283	1,710	940	784	338	275
	直接業務費	1,853	1,170	1,080	642	414	349	279	129	64	46	16	5
	管理業務費	1,693	1,283	510	405	462	421	502	272	138	135	81	51
	人件費	7,412	6,603	2,843	2,507	2,088	1,963	1,501	1,310	739	603	241	220
合 計	1,042,628	562,789	225,862	162,058	86,686	58,068	128,356	102,030	460,651	123,012	141,072	117,620	

2. 収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経 常 収 益	運営費交付金収益	156	156	-	-	156	156	-	-	-	-	-	-
	補助金等収益	-	817	-	-	-	817	-	-	-	-	-	-
	政府事業交付金収入	1,895	8,071	391	2,377	839	3,289	665	2,406	-	-	-	-
	政府補給金収入	907	294	-	-	907	294	-	-	-	-	-	-
	事業収入	58,062	43,215	39,434	30,714	4,593	1,646	13,272	10,218	271	135	491	501
	受託事業収入	12	23	-	-	-	11	-	-	12	12	-	-
	退職給付引当金戻入	-	23	-	-	-	6	-	-	-	17	-	-
	財務収益	9,947	8,634	4,280	3,638	2,310	1,528	2,516	2,753	828	713	12	2
	引当金等戻入	103,698 (4,027)	9,617	-	2,667	102,152 (3,341)	4,250	1,546 (686)	2,700	-	-	-	-
	雑益	17	68	9	31	7	26	0	4	0	7	1	0
臨時利益	-	114	-	-	-	100	-	-	-	9	-	4	
積立金取崩額	635	-	635	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期総損失	-	-	-	1,798	-	-	-	1,002	-	-	-	-	
合 計	175,328 (75,657)	71,031	44,748	41,225	110,965 (12,154)	12,123	18,000 (17,140)	19,082	1,111	893	504	508	

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経 常 費 用	事業費	62,915 (56,149)	50,604	39,904	36,584	8,446 (1,680)	238	14,553	13,770	12	13	0	-
	一般管理費	11,437	8,623	4,610	3,349	3,204	2,571	2,300	1,663	968	757	354	283
	直接業務費	1,595	975	977	547	414	280	125	103	64	40	16	5
	管理業務費	1,535	1,156	426	359	434	381	477	249	121	122	77	45
	人件費	8,307	6,492	3,208	2,444	2,357	1,910	1,698	1,311	783	595	261	233
	減価償却費	350	338	234	190	5	86	99	50	12	11	0	2
	財務費用	1,126	384	-	3	907	300	-	0	89	41	130	39
	引当金等繰入	99,253 (6,348)	10,553	-	1,096	98,393 (6,348)	5,858	860 (0)	3,599	-	-	-	-
	雑損	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	臨時損失	-	5	-	2	-	3	-	-	-	-	-	-
当期総利益	247	523	-	-	9	3,067	187	-	30	71	20	184	
合 計	175,328 (75,657)	71,031	44,748	41,225	110,965 (12,154)	12,123	18,000 (17,140)	19,082	1,111	893	504	508	

(注) 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。

2. 引当金等戻入、事業費及び引当金等繰入の科目において、計画の上段は洗替方式による額で、計画の下段のカッコ書き及び実績欄は差額補充方式による額で、それぞれ計上している。

3. 資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	703,007	433,383	212,772	157,894	64,946	47,760	122,068	102,698	235,137	66,252	68,084	58,779
投資活動による収入	2,259	915	421	21	532	33	289	50	447	217	570	594
財務活動による収入	314,453	130,874	-	-	17,044	15,578	0	104	224,377	56,896	73,032	58,297
前年度からの繰越金	117,187	126,839	51,849	51,942	20,967	27,689	37,644	40,968	6,126	6,207	601	32
合 計	1,136,907	692,011	265,041	209,856	103,489	91,059	160,002	143,820	466,087	129,573	142,287	117,703

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	744,527	445,261	225,658	162,084	83,023	55,701	128,255	102,100	236,220	66,133	71,372	59,244
投資活動による支出	664	69	84	67	-	-	7	1	2	1	571	0
財務活動による支出	297,616	117,894	-	-	3,546	2,612	-	-	224,377	56,896	69,693	58,385
翌年度への繰越金	94,099	128,787	39,299	47,706	16,920	32,746	31,741	41,719	5,488	6,542	651	74
合 計	1,136,907	692,011	265,041	209,856	103,489	91,059	160,002	143,820	466,087	129,573	142,287	117,703

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

業務収支計画及び実績

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
収 益	政府事業交付金収入	1,895	8,065	391	2,377	839	3,282	665	2,406	-	-	-	-
	政府補給金収入	907	294	-	-	907	294	-	-	-	-	-	-
	事業収入	57,980	43,145	39,379	30,595	4,593	1,746	13,244	10,167	271	135	491	501
	受託事業収入	-	11	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-
	引当金等戻入	103,698 (4,027)	5,692	-	716	102,152 (3,341)	4,250	1,546 (686)	726	-	-	-	-
	合 計	164,480 (24,276)	57,206	39,770	33,688	108,491 (9,680)	9,583	15,456 (14,596)	13,299	271	135	491	501
費 用	事業費	62,769 (53)	50,466	39,770	36,458	8,446 (1,680)	238	14,553	13,770	-	-	-	-
	財務費用	1,126	374	-	-	907	294	-	-	89	41	130	39
	引当金等繰入	99,253 (6,348)	9,061	-	386	98,393 (6,348)	5,858	860 (0)	2,816	-	-	-	-
	合 計	163,148 (23,488)	59,901	39,770	36,845	107,746 (8,935)	6,389	15,414 (14,553)	16,586	89	41	130	39
収 支 差	1,331	2,694	-	3,157	745	3,194	42	3,288	182	94	362	462	

(注) 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。

2. 引当金等戻入、事業費及び引当金等繰入の科目の上段は洗替方式による額で、下段のカッコ書きは差額補充方式による額でそれぞれ計上している。

3. 事業収入の下段は受託事業収入である。